

第 1 6 1 4 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 4 年 1 月 21 日
自	13 時 30 分
至	15 時 10 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第25号 島根県指定文化財の名称変更及び指定について (文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第7号 学校運営協議会制度の導入について (教育指導課)

————— 以上資料により協議

(報告事項)

第69号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

第70号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況について (教育指導課)

第71号 令和4年3月高校卒業予定者の就職内定状況 (12月末) について (教育指導課)

第72号 「第20回記念トム・ソーヤースクール企画コンテスト」優秀賞の受賞について (社会教育課)

第73号 島根県文化財保護審議会委員の任命について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第26号 教職員の分限処分について (総務課)

第27号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第74号 慰謝料及び損害賠償請求に関する訴訟について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第27号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	池田委員	

— 公 開 —

議決第 25 号 島根県指定文化財の名称変更及び指定について（文化財課）

○中島文化財課長 1の1ページをお願いします。1の主旨のとおり、島根県指定文化財の名称変更及び指定を行うことについては、島根県文化財保護条例の規定に基づきお諮りするものではあるが、2の内容については、昨年12月23日に開催された前回の教育委員会会議で、文化財保護審議会に諮問することを議決いただいている。その内容についてももう一度要点を説明させていただく。

1の3ページをお願いします。県指定史跡石見銀山御料郷宿泉屋遺宅金森家については、昭和49年に土地と建物を一体として史跡に指定しているが、近年実施した調査の結果、土地については、江戸時代中期の郷宿を務めていた時期の遺構が残されていることが確認できたが、一方で建物については、その郷宿を営んでいた頃よりも後の時代となる江戸時代後期に建てられたものであることが判明した。この調査結果を踏まえて、土地については、地下に江戸中期の建物跡などが良好な状態で残されており、郷宿の遺構として重要であることから、史跡としての指定を継続し、石見銀山附御料郷宿泉屋跡に名称を変更する。建物については、郷宿の建築ではなかったものの江戸時代後期における本格的な座敷をもつ町屋建築であり、御料地における有力な商家として主屋の構成に特徴があることや、土蔵・土塀を含めた屋敷構えをよく残しており、歴史的、建築史的に重要な建造物であるので、改めて有形文化財（建造物）に指定し、名称は金森家住宅とする、ということであった。

1の1ページにお戻りいただきたい。3 指定理由のとおり、1月14日に開催した島根県文化財保護審議会に諮問し、審議の結果、史跡については名称変更が適当と認める、建物については県指定文化財に指定する価値があるものと認める、と諮問どおりの答申をいただいたのでお諮りさせていただく。

なお、資料1の4ページに答申文の写し、1の5から32ページまで保護審議会での説明に用いた資料をお付けしたが、詳細については前回の会議で御説明しているので、本日は説明を省略させていただく。

———原案のとおり議決

協議第7号 学校運営協議会制度の導入について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 資料2の1ページをお願いします。学校運営協議会制度の導入にあたっては、平成29年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）が改正されて以降、委員の皆様方をはじめ、学校現場とも様々な機会を通じて意見交換をさせていただいた。そうした中で制度を取りまとめてきたので、今回制度導入について御協議をお願いしたい。

1 導入目的である。国においては、「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて学校と地域がビジョンを共有し、相互にパートナーとして一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要であるとされ、地教行法の改正による学校運営協議会設置が促進されるとともに、令和4年度から実施される予定の新学習指導要領でも「社会に開かれた教育課程の実現」が柱として位置づけられている。そのような中、島根県においては平成20年代前半から離島・中山間地域を中心に、地域の実情に応じた体制で高校と地域の連携を進めてきた。また、平成30年度に策定した「県立高校魅力化ビジョン」や、昨年度策定した「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」では、幼児児童生徒が地域の中で多様な人々と関わり、様々な体験や学びを重ねていくことで「生きる力」を育むことができる魅力ある学校づくりの実現を位置付け、また、これらの計画に基づき様々な取組を行っているというところである。今後、幼児児童生徒の「生きる力」を育み、地教行法や新学習指導要領、そして各種計画の趣旨に的確に対応するためには、これまで以上に学校関係者、地域関係者がそれぞれの立場を明確にした上で、学校運営に参画し、協働する体制を構築する必要がある。これらのことから、学校と地域の協働を組織的、継続的、安定的に進める体制として、学校運営協議会制度を導入したいと考えている。

2 制度概要である。なお、今回資料上特段の記載のないものに関しては、高等学校、特別支援学校共通の取扱いとなる。今回の学校運営協議会は、教育委員会が配置可能な学校単位で設置するものである。（1）役割としては、資料に記載してあるとおり、地教行法に定める業務と学校関係者評価の大まかに2つに分かれる。①地教行法に定める業務は主に3つある。1つ目は、学校運営の基本方針、本県でいえば今年度から学校ごとに作成しているグランドデザインとなるが、この基本方針の承認。2つ目は、たとえば子どもたちに地域のこういう特徴を学んでもらうため、探求学習の実施にあたってこういう団体と協働して取り組んだらどうか、といった、子どもたちにどう育ってほしいか、どう学んでほしいか、学校と地域が一緒になってやれることは何か、など、学習効果や効果的な学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べること。3つ目は、こ

ういった授業を展開するためにこういった資格を有した教員の配置が望まれるなど、教職員の任用について教育委員会に意見を述べること。こういったところが地教行法で定める役割となる。なお、教職員の任用に関する意見は、たとえばこういった具体名称の先生がほしい、こういった先生は残って、というような特定個人に関する意見は対象としていない。また、県教育委員会の任命権の行使を拘束するものではない。②は学校関係者評価についてである。後でも触れるが、現在各学校で実施している第三者による学校運営評価を行う学校関係者評価を、この学校運営協議会の役割として位置づけるものである。(2) 委員人数である。高等学校においては、コンソーシアムや学校関係者評価委員会など、類似会議体の状況を踏まえて、1 協議会あたり 12 名を現時点で想定している。学校規模や関係団体の状況によっては、この人数を超えることもあると考えている。また、特別支援学校においては、各学校の状況により 1 校あたり 10 名以内の規模を想定している。ただし、松江養護学校と出雲養護学校は、学校規模や関係団体の状況から 15 名以内を想定している。(3) 任命である。委員の任命については協議会を設置した学校の校長の意見を聴いた上で教育委員会が委嘱するということとしている。(4) 会議開催回数であるが、回数としては年 3 回以上を想定している。具体的には年度当初で学校運営方針の承認、当該年度の取組方針の確認、年度途中で教職員任用、学校運営に関する意見・中間評価、年度末で学校運営方針、学校関係者評価といったところを想定している。(5) 委員の任期・謝金である。任期は 1 年、謝金は 1 人あたり年間 10,000 円としたいと考えている。以上が制度概要となる。

3 教育委員会規則の整理ということで、今回の学校運営協議会の制度化にあたっては、島根県立高等学校規程と島根県立特別支援学校規程を改正し対応することとなる。

4 導入時期である。施行は令和 4 年 4 月 1 日としたいと考えている。しかし、学校によっては、委員の選定等調整で時間を要する学校もあると聞いており、1 年の経過措置を設けたいと考えている。

5 学校における対応についてである。先ほど説明させていただいた制度概要の役割については、現在も学校評議員制度がある。また、学校の第三者評価を行う学校関係者評価委員会も類似委員構成となることが予想される。このような状況を踏まえて、学校現場の負担軽減を図る観点から、学校運営協議会では、これら学校評議員や学校関係者評価委員の機能について、この協議会で対応できるようにしたいと考えている。なお、各学校に配置しているコンソーシアムについては、探究学習支援など実働組織としての性

格を有しているので、学校運営協議会を設置してもコンソーシアムは廃止しないことにしたいと考えている。次に（２）学校現場における検討状況である。今回の学校運営協議会設置に関して、様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、当該制度設計に対する意見を学校の方からいただきながら整理をしてきた。そうした中、高等学校については、資料に記載しているとおおり、令和４年度からの導入に向けて準備を進めている学校が 11 校、令和４年度から導入を検討している学校が 21 校、令和５年度からの導入に向けて準備をしている学校が 3 校という状況になっている。この数字については 10 月段階で把握したものなので、今後変更されることもあろうかと考えている。また、特別支援学校においては全校で令和４年度からの配置を予定している状況である。

6 今後の予定である。本日この場の協議で御了解いただいたという前提で申し上げますと、２月の教育委員会会議において関係規程の改正を付議させていただき、その後、学校運営協議会設置に関する意向調査など設置に関する手続を行い、４月の規則施行を迎えたいと考えている。また、協議会設置後は速やかに委員委嘱の手続を進めていきたいと考えている。

○林委員 ２の１ページの２の制度概要の（２）であるが、高等学校の場合は 12 名で、必要があると認める場合には 12 名を超えて任命が可能とあるが、特別支援学校を 10 名以内とされたのは何か意図があるのか。

○中村地域教育推進室長 こちらの特別支援学校の人数については、特別支援教育課から直接各学校の方に聞き取り調査を行い、この人数で十分対応可能という回答をいただいた上で、この設定としている。

○林委員 特別支援学校もかなり準備を進めておられるので、そういったところにはなると思うが、仮に新しい校長が、導入目的もあるように、より一層地域と協働したいということでもう少し人数を増やしたいという思いがあれば、必要に応じて認めるようなことは可能か。

○中村地域教育推進室長 当然のごとく、状況に応じて人数の変更というのは想定される。現時点では、たとえば配分する予算とかそうした周辺状況によって、人数の一律な設定というのが必要になっているので、今この設定としているということである。ただし、必要性がある場合には、その旨当方でも整理して、規程等の改正を行って対応できるようにすることは想定している。

○林委員 柔軟な対応をお願いしたい。

報告第 69 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いします。今回御報告するコロナ対応については、大きく2点となっている。

まず 1. 県立学校における感染症対策の強化徹底である。いくつか項目があるが、その項目の並びは時系列となっている。

(1) ガイドラインで示す感染症対策の強化については、文部科学省が示している「衛生管理マニュアル」に基づき作成・改訂してきている「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」に関して、現行のガイドラインを基本としながら、全国的な感染の急拡大や若者への感染の広がり、家庭内感染の増加など、最近の感染状況を踏まえ、ガイドラインの内容を一部変更・追加したものである。変更・追加した主な内容は資料のとおりである。

(2) 学校教育活動や寄宿舎における感染症対策の再徹底についてである。(1)で説明したものも行っているが、そのレベル2に対応したガイドラインの内容の一部変更・追加で徹底を図った後も、県内の感染拡大が続き、併せて学校の臨時休業も増加してきていたほか、部活動の合同練習や寮でのクラスターも発生している状況を踏まえて、改めて学校教育活動や寄宿舎における感染症対策の再徹底を図ったところである。資料記載のチェックリストは「学校等における感染症対策チェックリスト」と「寄宿舎における感染症対策チェックリスト」の2つを記しているが、「学校等における」の方は、以前国からの通知で示されたものを活用している。「寄宿舎における」の方は、県教委で作成したものを改めて通知したところである。

(3) 部活動における感染症対策の強化についてである。この通知は、(1)で説明したガイドラインとセットで感染症対策の徹底を図るものである。1月18日から31日までの感染対策として、①大会等の参加については、県外への移動を伴う大会等への参加は、公式大会等で学校長が認めるもののみ参加可、のほか、特にまん延防止等重点措置地域など感染拡大地域で開催される大会等への参加は、改めて必要性を十分に検討し参加の可否を十分に検討すること、帰県後の一定期間の健康観察や健康管理を徹底することなど。②通常の活動で特に留意することでは、活動前の検温や健康状況の確認の徹底、活動終了後の帰宅途中でも感染症対策を徹底しすみやかに帰宅することなど。③練

習試合等については、県内外を問わず、練習試合等、他校と交流する活動は禁止など、様々な項目を掲げながら、部活動における感染症対策の徹底を図ったところである。

3の2ページをお願いします。(4)知事からの出校停止の要請への対応についてである。県内感染急拡大や学校での感染者が確認されている現状、またそれらの影響により、一部の地域において保健所での迅速で幅広い検査が困難になりつつある状況において、知事から県教育委員会教育長に対し、直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり50人以上を目安として判断された4市1町に所在する県立高校の学年を絞った出校停止の要請があり、対応することとしたものである。資料に地域、期間、学年と書いているが、これは要請の内容のとおりである。併せて県立学校に向けては、教育長名で出校停止の内容及び留意事項を通知し、実施への理解を図りつつ対応の徹底を図ったところである。また、④その他だが、県教育委員会教育長への要請に併せて、同じ4市1町の首長に対し、知事からそこに所在する公立小・中学校の出校停止の要請も行われている。一昨日の午後には、知事と5市町のWEBでの会議が行われ、要請への5市町の対応の内容が明らかにされたところである。知事からの要請では、保護者の負担が大きい小学校低学年や受験を控えた中学校3年生には十分配慮した形での対応を求めるものだったが、各市町の対応については、資料の一覧表のとおりとなっている。なお、5市町に所在する私立高校・私立中学校に対しても要請されていることを申し添える。

2. 新型コロナウイルス感染症対策調整費による対応である。今回は1点ある。部活動全国大会等による県外移動に係る感染症対策である。新型コロナウイルス感染症の全国的な感染急拡大の現状を踏まえて、令和4年1月5日以降に各種団体が主催する部活動全国大会等に参加し、帰県する又は帰県する予定の児童・生徒及び引率教職員を対象として、県費によるPCR検査を実施するものである。検査対象は、県立学校以外に国立、市町村立及び私立学校の児童・生徒も含まれる。また、実施期間については、資料に記載のとおり、全国的な感染が拡大している当面の間と考えている。昨年の夏にも当時の感染拡大を踏まえ同様の支援を実施したところであるが、今回も感染拡大状況等を見ながら対応していきたいと考えている。執行見込額は概算で400万円余である。

○野津教育長 私から1点、報告も兼ねて。教育委員会の職員、事務職員、専門職員、教員の多くの方に、保健所への応援、あるいは健康福祉部本庁への応援ということで、2週間とか、短い人は2、3日程度出かけてもらい、中長期的な応援体制を敷いて御協力いただいているところである。それを快く送り出してくれる職場、あるいは行ってく

れている職員、残って仕事を補っている全ての職員の方に、この場を借りてお礼を申し上げたいと思う。

○河上委員 1点質問させていただきたい。寮でのクラスターが発生しているということだが、感染拡大を防ぐためにどのような対応をされているか教えていただきたい。

○大野学校企画課長 寄宿舍での感染防止対策であるが、寄宿舍は共同生活を行う場であり、一般の学校の教育活動と比べても感染リスクが高いということで、特別の対応を従来から県立学校運営ガイドラインの中で求めている。その中で、たとえば寄宿舍生については1日1回以上、必ず検温、健康状態の確認を行い記録を取ること、また、共有スペースではマスクを着用して、手洗い、咳エチケットなどを徹底すること、宿舎内については定期的に清掃、消毒、換気を行うなどを求めている。また、寄宿舍特有の事情として、食堂で、共同で食事をとるということもあるので、食事前後の手洗いの徹底、食事を同時に行う人数の制限、会話を控えるといった項目も定めている。浴室の利用についても人数を割り振るなど、同時に利用する人数が最小限になるようにといったことなども求めている。こうした対応を取ってきているので、基本的に寄宿舍の中で大きく感染が広がるということはないだろうと思っている。

○池田委員 関連して寮の感染予防について、まかないの作業をされる方が通っておられると思うが、その方が濃厚接触者であるということが保健所なりから示されることもあるのか。その方の家族の方がデイサービスを利用していたら、その利用が停止になったりというようなことも起きているが、どうなのか。

○大野学校企画課長 コロナ感染の陽性が確認された場合はもとより、濃厚接触者である場合にも自宅などでの隔離となるので、そういう方が寮の食事に関する作業をされている場合は、当然出勤せずに自宅で待機いただくことになる。なお、「濃厚接触者の接触者」である方については特に行動制限などないので、そういう方であれば通常どおり勤務したり、子どもであれば学校に行ってもらおうということになる。

○池田委員 3の2ページの(4)④で、小学校低学年と中学3年生については特段の配慮ということであったが、今の5市町では小学校1年生から出校停止というところがたくさんあって、保護者の方が仕事を休まざるを得ないという状況も生まれると思うが、どうしても休めないという場合は学校に来てもらおう状況もあると聞いた。学童保育などはどのように対応されているか。

○大野学校企画課長 市町村における低学年を中心とした子どもの居場所の確保について

は、我々の方で調査を行っている。個別の市町村名は差し控えたいと思うが、家での見守りが困難な児童については、学校で居場所の確保を行うところもある。また、学童保育を利用するというところもある。また、そういった配慮から、低学年について出校停止を行わないと判断したところもある。それぞれ市町ごとに対応が異なっているが、十分に居場所の確保に配慮した形で対応が行われていると把握している。

○池田委員 小さい子どもさんが1人だけ家にいるという状況が生まれるとすごく不安なので、きめ細かい対応がなされるようお願いする。

○朋澤委員 もう対応いただいていると思うが重ねてお願いしたい。寄宿舎生の1、2年生で、家族の方が感染者もしくは濃厚接触者になって、寮に残りたいという意向があった場合、快くその子を残していただけるよう、寮の方に今一度声がけをしていただけたらありがたい。そういう状況があり、帰らせるのもためられるので学校に相談してみようと思っている、といった保護者の声を聞いた。おそらく学校の方で対応いただけていると思うが、改めてよろしくをお願いしたい。

○大野学校企画課長 また個別に事情を教えてください、柔軟に対応させていただければと思う。

———原案のとおり了承

報告第70号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況について（教育指導課）

○木原参事 資料4の1ページを御覧いただきたい。1月に入り、令和4年度高校入学者選抜がスタートしてきている。本日はこのうち推薦選抜等に関する出願状況について報告をする。

出願期間は今年1月7日から13日の間で受け付けている。

推薦選抜等を含めた入学定員の総数は、全日制で5,140名ということになっており、この内数として今回の推薦選抜等の募集人数を設定して選抜が行われることになっている。

この推薦選抜等には区分が3つある。まず1つ目は、3の推薦選抜というものであるが、こちらは募集する高校・学科数が33校63学科、募集人員は合計で1,132名程度となっている。今年度は松江北高校の普通科、出雲高校の理数科、三刀屋高校掛合分校普通科で新規に実施されている。選抜の方法は、書類審査、面接、作文等で、各学校が設

定して実施をする。今回の出願の総数は 892 名である。昨年の数と比較すると 851 名から 41 名増加となっている。募集人員も増加しているので、出願状況全体を見ると例年並みと考えられる。その下に昨年度から出願人数に変動が大きい学校として、出願人数の合計が昨年度よりも 10 名以上変動があった学校を挙げている。松江工業、松江農林、益田翔陽高校で増加、津和野高校、隠岐島前高校で減少ということになっている。この増減の要因は特に明確に確認できないが、傾向として見ると、昨年度出願が少なかった学科が増加し、昨年度出願が多かった学科が減少しているという状況が見てとれる。4の2ページを御覧いただきたい。募集人員を上回っている学校・学科を挙げている。上回った学科のうち、隠岐水産高校の海洋システム学科、益田翔陽高校の生物環境工学科では2倍以上の出願があった。隠岐島前高校は来年度から普通科1学級を地域共創科に転換することになっているが、募集の段階では普通科との一括の募集としており、こちらも出願が定員を上回っている。

続いて2つ目の区分、4の中高一貫教育校の特別選抜である。こちらは昨年度までと同じような形で募集しており、出願の人数は飯南高校 36 名、吉賀高校が 17 名であった。

3つ目の区分、5のスポーツ特別選抜であるが、こちらも昨年度同様な募集を行っており、42名の出願があった。

6の面接等の実施日であるが、各学校がそれぞれ実施日程を定めており、今週の18日火曜と19日水曜で既に実施をしている。これについては、現在コロナウイルスへの感染が県内でも急激に拡大しており、各地で臨時休業や学年の休業が行われているところである。面接等への実施の影響が懸念されたが、当初の計画で、コロナの影響等により面接等が受けられない場合は、別の実施日として1月24日を設定している。また、今回この実施日に受けられなかった受検者が出た場合には、受検者の個々の状況を聞き取って、状況に応じて検査の実施方法を検討するというようにしている。昨日までに受検状況を確認したところ、こうした措置に若干の対象者が出てきている。詳細な情報は公表しないが、該当の学校と連携をとり、個別の状況を確認しながら対応して、受検者に不利が生じないように実施したいと考えている。

合格内定の通知は、1月25日に各高等学校から中学校長へ通知をする。

合格発表は3月11日に一般選抜の合格発表とともに各高等学校から発表することになっている。

4の3ページ以降に出願状況の詳細を、学校ごとの区分別の人数など、あるいは県外

の人数も分けながら表にまとめている。4の4ページ、4の5ページは、スポーツ特別選抜の競技別の出願の人数などを学校別にまとめている。詳細はこちらで御確認いただきたい。

最後に、関連して今後の入学者選抜の実施とコロナ対策についてである。3月に実施される一般選抜への出願が、来週木曜日 27 日から始まる予定となっている。出願締切りを2月1日としており、各中学校で今準備や生徒への指導に当たっているところだが、先ほどのような休業などの状況もある中、生徒自身が感染したり濃厚接触者になったりして締切りまでに出願完了できないというケースも想定されている。こうした場合について市町村教育委員会と連携を取りながら、出願書類の受付期間を延長する弾力的な措置をとるといふことにし、昨日、市町村教育委員会ほか関係機関に通知をしている。このように今後の状況に応じた対応を検討する必要があると思われる。感染拡大状況を注視しながら、必要に応じて対応を検討し、市町村教育委員会とも連携して受検者に不利益が生じないような入学者選抜を進めていきたいと考えている。

○池田委員 隠岐島前高校の出願のことだが、4の3ページを見ると、県外の合格者上限が32人、県外の推薦の出願者が53人なので、この中では32人しか受からないという理解でよいか。

○木原参事 学校の方で設定している県外からの募集人数が32人なので、それを超えて合格ということにはできない。この32人の範囲内で合格者を決定するということになる。

○池田委員 入りたくても入れないという状況があるのか。

○木原参事 やはり選抜ということで定員の設定をしているので、ここは制度的に人数を超えない範囲内ということになっている。

○池田委員 一般入試で受けてということは可能か。

○木原参事 この32人は入学定員全体に対する上限なので、推薦・一般合わせて32人までということになる。

○池田委員 どうしてそこで狭めるのか。

○木原参事 これは学校の運営上の考え方からこういう数字になされている。各学校、県内の生徒と県外の生徒の割合については、学校運営上、教育上の効果からバランスをとる必要があると考えておられると思う。やはり県立の学校であり、地元島根県の子どもたちをまずしっかりと育てることが教育活動の中心なので、その中で県外の生

徒と関わることで教育効果をさらに高めるというところが主たる目的ではある。そういったところを考慮して、上限の人数が設定されていると考えている。

○池田委員 定員を増やすということはできないか。

○木原参事 定員の設定については、県全体の児童生徒数の変動状況など、様々に考慮して総合的に決定するというところである。定員は毎年毎年決定しているので、そういった状況を踏まえて検討することになっていくと思う。

———原案のとおり了承

報告第 71 号 令和 4 年 3 月高校卒業予定者の就職内定状況（12 月末）について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 資料 5 ページをお願いします。この数字であるが、県立、市立、私立の全日制・定時制の合計のものである。

まず 1 就職内定状況の年度別推移を御覧いただきたい。表の下段、令和 3 年度の欄である。令和 3 年度の卒業予定者数は 5,596 名であり、このうち就職を希望した者が 1,147 名という状況になっている。率にして 20.5%である。また、就職希望者 1,147 名に対して内定者が 1,086 名、内定率が 94.7%となっている。一番右の欄である。就職未内定者の状況であるが、12 月末時点で 61 名となっている。表にあるとおり、令和 2 年度と比較して卒業予定者が 254 名の減、就職希望者が全体で 119 名の減、県内就職希望者は 77 名の減となっている。また、就職内定率については、昨年度の令和 2 年度は、全体的な就職のスケジュールが 1 ヶ月後ろ倒しになったということもあり、調査時点が 1 月末と、例年と比較して遅いものとなっている。そういったことから、対前年では 3 ポイントの減となっているが、一昨年度の令和元年度との比較では、ほぼ横ばいという状況になっている。全体的な傾向としては、就職希望者や就職内定者が減となっているが、これは卒業予定者の減に加えて、コロナ事情で就職から進学に切り替えるという流れが今年度まだ続いているとみている。

2 就職内定者の県内、県外の割合についてである。一番右の令和 3 年度のグラフを御覧いただきたい。令和 3 年度の県内就職内定者 1,086 名のうち、県内企業の内定者は 866 名で、率にして 79.7%となっている。昨年度と比較して 1.7 ポイントの増となっている。県立学校の数字も参考に括弧書きで載せているが、0.7 ポイントの増となっている。

一番下の《参考》であるが、各地区の就職内定状況を記載している。県内の就職内定

者の割合が、昨年度と比較して東部で 2.4 ポイント、西部で 0.4 ポイント、隠岐は 6.4 ポイントと全ての地区で増加している。今回の内定率であるが、概ねの傾向として、コロナに対する不安から県内に留まるという選択をした生徒が多いと学校現場から聞いている。

○原田委員 就職内定状況、いいなと思っている。これは内定状況の報告であるが、定着についてはどうなっているのかと思う。皆さん、高校も授業も頑張っ、子どもたちが島根県内に残って働いてくれるのはありがたいことだ。ただ、定着状況について、何も悪いわけではなく、スキルアップのために早い段階で替わる、あるいは仕事が合わないから替わる子がいるなど、様々な理由があると思う。内定して入った子どもたちが、実際 1 年後、3 年後、どのように定着しているのか、学校は把握しているのではないかと思うが、そのあたりを県教委として把握したり、発表したりという場があるのか。

○中村地域教育推進室長 就職後の定着状況については、県教委の方では把握はしていない。定着状況については、労働局の方で、たとえば新卒 3 年後における定着状況という形で、各事業所の方に照会して数字をとっておられると確認している。

○原田委員 定着状況が、たとえばいいとか悪いとかいうものが、県の見解としてあるのか。

○中村地域教育推進室長 県としては、知事部局の商工労働部の方で、若年者定着という意味も含めて、年度ごとの定着の促進に向けて取り組んでおられる。ただし、その数字の良し悪しというところまでは当方では確認していない。

○原田委員 もう 1 点、この状況報告は高等学校の卒業予定者であるが、同じ高校生として特別支援学校の生徒も頑張っ、一般就労や他の進路を目指している。特別支援学校の進路担当の先生方も、高等学校の先生と同じように県内で探すなど努力されている。それで思うのだが、高校の就職内定状況は報告がある。特別支援学校で一生懸命頑張っ、子どもたちの進路の報告も、同じようにあっ、いいのではないか。それが障がい者の理解にも繋がっ、いくのではないかと思っている。実は、今朝のニュースで、企業の障がい者雇用率が話題に上がっ、いた。島根県は全国一と出っ、いてびっくりした。企業も理解を頑張っ、ていらっ、しゃるんだなと思っ、て嬉しかった。特別支援学校の生徒たちの卒業後の状況も、合わせて報告いただっ、く機会があっ、てもよろしいのかなと思っ、ている。

○妹尾特別支援教育課長 特別支援学校の高等部卒業生の内定状況であるが、先ほど原田委員からお話があっ、たように、各学校の進路担当者、それから高等部担当の教員は、生

徒全員の希望する進路先への進路決定に向けて非常に頑張っているところである。現在、今月末の集約を目指して内定状況を調査しているところであり、次回の教育委員会会議では御報告できるかと思う。

———原案のとおり了承

報告第 72 号 「第 20 回記念トム・ソーヤースクール企画コンテスト」優秀賞の受賞について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 資料 6 ページをお願いします。このたび、島根県立少年自然の家が、標記コンテストの一般部門において優秀賞を受賞したので報告する。

1がこのコンテストの概要である。（2）のとおり、主催は公益財団法人 安藤スポーツ・食文化振興財団であり、日清食品の創業者である安藤百福氏が私財を投じて 1983 年に設立された財団である。「食とスポーツは健康を支える両輪である」を理念とし、子どもたちの健全な心身の育成のためのスポーツ振興事業と食文化の向上に貢献する事業に取り組んでいる。今回のトム・ソーヤースクール企画コンテストは 20 回目の開催であり、趣旨は（4）のとおり、「自然体験は子どもたちの体力、創造力、チャレンジ精神を育む」との考えに基づき、全国の学校や団体から自然体験活動の企画案を募集し、その中でも優秀な活動団体を表彰するものである。表彰は学校部門と一般部門があるが、少年自然の家は一般部門に応募し、全国第 2 位に当たる優秀賞を受賞したものである。

2に今回応募した企画を記載しているが、「ジュニア・サマー・キャンプ 2021～仲間と挑戦！江津市の絶景発見！歩き旅～」という企画である。内容は小学 5、6 年の子どもたち 15 名が、江津市内で歩き旅を行ったものであり、困難を自らの力と仲間の励ましにより乗り越えていくことで、たくましく生きる力を育んだ活動である。昨年 7 月 31 日から 8 月 5 日までの 5 泊 6 日、そのうち初日は準備、最終日は振り返りの日ということで、実質 3 泊 4 日をかけてお寺やコミュニティセンターに宿泊しながら、江津市内の名所を巡り、計 60 km の道のりを歩き通したものである。表彰理由としては、歩くことを基本に、目的や活動がシンプルに構成されたプログラムであること、子どもたちの達成感がうかがえたことや、地元との結びつきを大切にした点が評価され、今回の受賞につながった。表彰式については、当初 1 月 29 日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の全国の感染状況を受けて 3 月に延期され、現時点では開催日未定とのことである。なお、副賞 50 万円については、少年自然の家の備品購入など環境整備に充てることを検

討している。

——原案のとおり了承

報告第 73 号 島根県文化財保護審議会委員の任命について（文化財課）

○中島文化財課長 7 の 1 ページをお願いする。島根県文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、条例に基づき新たな委員の任命を行ったので御報告する。

このたびの任期は、2 のとおり令和 4 年 1 月 20 日から令和 6 年 1 月 19 日までの 2 年間である。

次の 7 の 2 ページに委員名簿を載せている。このうち新任の委員については、備考欄に記したとおり 4 名の方に御就任いただいたので、上の方から順に御紹介する。絵画・工芸品・彫刻分野の専門家で、公益財団法人三井文庫三井記念美術館上席学芸員の小林祐子氏。考古資料・史跡分野の専門家で島根大学総合博物館教授の會下和宏氏。一般有識者枠には 2 名の方がおられる。一般有識者の方はプロフィールを交えて紹介させていただく。おひと方は津和野町の香味園上領茶舗代表のリコッタ留美氏である。リコッタ氏は、今年度、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」が認定継続審査で再審査となったことをきっかけに、地元住民と官民で組織した日本遺産活用推進協議会の地域プロデューサーに就任され、新たな地域活性化計画の策定など再審査に向けて中心になって取り組んでこられた。なお、再審査の結果は先週発表され、無事に継続となっている。もうおひと方は、一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会企画員の石原紗和子氏である。石原氏はジオパーク推進協議会で、マーケティングや広報を担当されておられるが、シンガポールに 5 年駐在して観光マーケティングに従事されたといったキャリアをお持ちの方である。一般有識者の委員には、専門家の方とは違った角度で各地域における地域資源を活用した観光振興や、地域活性化の活動で得られた知識・体験に基づく地域の文化財、歴史文化の活用などについて御意見をいただけることを期待しているところである。今回再任の委員を含め改選後の 18 名の委員構成については、文化財専門分野の委員が 15 名、一般有識者の委員が 3 名となる。また、男女別では各 9 名であり、女性委員の比率は 50% である。

——原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第26号 教職員の分限処分について（総務課）

——原案のとおり議決

議決第27号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

——原案のとおり議決

報告第74号 慰謝料及び損害賠償請求に関する訴訟について（総務課）

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時10分